



おかげさまで100周年

あした
未来をつなぐ

だいしんレポート

OGAKISEINO SHINKIN BANK
REPORT 2025

資料編

だいしんレポート

OGAKISEINO SHINKIN BANK REPORT 2025

資料編

CONTENTS

- 01_ 財務諸表
- 06_ 経理・経営の内容
- 07_ 預金に関する指数
- 08_ 貸出金に関する指数
- 09_ 有価証券に関する指数
- 11_ 有価証券・その他の業務に関する指数
- 12_ 信用金庫法及び金融再生法に基づく開示債権
- 13_ 報酬体系
- 14_ 連結財務諸表
 - 当金庫の自己資本の充実の状況等について
 - 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー
- 19_ I 単体における事業年度の開示事項
- 31_ II 連結における事業年度の開示事項
- 43_ 開示項目一覧



祝い事の水引をモチーフに、100の文字を三本の紐で表現したロゴマーク。
だいしんの青、地域の人々の情熱の赤、お客様の輝く未来を象徴する金の三色で構成。
「三方よし」の精神に基づき、三者がしっかりと結びついていることを表しています。

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目		2023年度	2024年度
資産の部			
(※1)	現 金	7,160	7,121
	預 け 金	166,973	191,429
	買 入 金 銭 債 権	1,380	2,754
	有 価 証 券	282,967	269,436
	国 債	33,823	29,946
	地 方 債	32,530	32,986
	社 債	116,987	113,294
	株 式	3,759	3,608
	そ の 他 の 証 券	95,866	89,599
	貸 出 金	360,352	366,587
	割 引 手 形	2,942	1,635
	手 形 貸 付	14,747	12,549
	証 書 貸 付	312,449	317,596
	当 座 貸 越	30,212	34,805
	外 国 為 替	131	183
	外 国 他 店 預 け	131	183
(※2)	そ の 他 資 産	6,628	6,466
	未 決 済 為 替 貸	312	240
	信 金 中 金 出 資 金	4,465	4,465
	前 払 費 用	21	22
	未 収 収 益	695	821
	そ の 他 の 資 産	1,133	916
	有 形 固 定 資 産	5,575	5,529
	建 物	1,440	1,377
	土 地	3,719	3,719
	リ ー ス 資 産	127	166
	建 設 仮 勘 定	－	0
	その他の有形固定資産	288	265
	無 形 固 定 資 産	205	255
	ソ フ ト ウ ェ ア	166	232
	リ ー ス 資 産	25	9
	その他の無形固定資産	13	13
	前 払 年 金 費 用	17	132
(※3)	繰 延 税 金 資 産	1,457	4,558
	債 務 保 証 見 返	585	328
	貸 倒 引 当 金	△3,793	△ 1,837
	(うち個別貸倒引当金)	△3,418	△ 1,413
	資 産 の 部 合 計	829,641	852,946

預け金(※1)

日本銀行、信金中央金庫、その他の金融機関への預け金を計上しています。

未決済為替貸(※2)

お客さまからの送金・取立等について、金融機関の間で資金決済されるまで、お客さまへの振り替え資金を当金庫が立て替えるための勘定です。

繰延税金資産(※3)

税引前当期純利益に対する税負担額を適正に表示するため、税効果会計を適用して法人税等の調整額を計上しています。

(単位:百万円)

科 目		2023年度	2024年度
負債の部			
	預 金 積 金	777,953	807,114
	当 座 預 金	40,517	46,646
	普 通 預 金	348,597	372,956
	貯 蓄 預 金	2,830	2,638
	通 知 預 金	1,632	3,548
	定 期 預 金	364,078	361,095
	定 期 積 金	16,023	14,072
	そ の 他 の 預 金	4,274	6,155
	借 用 金	482	73
	借 入 金	482	73
	外 国 為 替	1	11
	売 渡 外 国 為 替	1	11
	そ の 他 負 債	2,139	1,808
(※1)	未 決 済 為 替 借	767	334
(※2)	未 払 費 用	222	359
	給 付 補 填 備 金	2	2
	未 払 法 人 税 等	307	108
	前 受 収 益	128	173
	払 戻 未 済 金	40	45
	払 戻 未 済 持 分	5	7
	職 員 預 り 金	352	333
	金 融 派 生 商 品	0	0
	リ ー ス 債 務	160	192
	資 産 除 去 債 務	82	82
	そ の 他 の 負 債	69	167
	賞 与 引 当 金	283	267
	役 員 賞 与 引 当 金	－	16
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	263	301
	睡眠預金払戻損失引当金	22	14
	偶 発 損 失 引 当 金	83	104
	再評価に係る繰延税金負債	273	280
	債 務 保 証	585	328
	負 債 の 部 合 計	782,089	810,322
(※3)	純資産の部		
	出 資 金	3,052	3,015
	普 通 出 資 金	3,052	3,015
	利 益 剰 余 金	46,594	48,107
	利 益 準 備 金	3,148	3,148
	そ の 他 利 益 剰 余 金	43,446	44,959
	特 別 積 立 金	41,650	43,150
	当 期 未 処 分 剰 余 金	1,796	1,809
	会 員 勘 定 合 計	49,646	51,122
	その他有価証券評価差額金	△2,738	△ 9,135
	土 地 再 評 価 差 額 金	643	636
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△2,094	△ 8,498
	純 資 産 の 部 合 計	47,552	42,624
	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	829,641	852,946

未決済為替借(※1)

お客さまからの送金・取立等について、資金を相手の金融機関に支払うまでの間、当金庫が一時的に保留するための勘定です。

給付補填備金(※2)

お預りした定期積金の掛け込み状況に基づいて、初回掛け込みから期末までに発生した未払利息相当額を計上しています。

純資産(※3)

当金庫の自己資本を処理するための勘定で、会員の皆さまから受け入れた出資金や、各年度の利益の積み立て額等を計上しています。

財務諸表

2024年度(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 8年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準に基づき、貸出金等について回収可能性を検討して計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての貸出金等債権は資産査定基準に基づき、営業部店及び本部所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検証部門及び自己査定審査委員会が査定結果を監査しています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,460百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生
の翌事業年度から損益処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △21,384百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分)
0.4508%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円

- 及び別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金86百万円を費用処理しています。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
 - 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
 - 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金(貸出金等に係るもの) 1,833百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しています。
主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の収益力の見通し」であり、債務者ごとに個別に評価し設定しています。債務者区分の判定においては、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出金条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しています。
なお、原材料価格、労務費等の高騰といった経済環境の変化、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 子会社等の株式の総額 44百万円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 633百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 7,137百万円
 - 有形固定資産の圧縮機能額 344百万円
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。
なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているのものであって、当該社債の発行が有価証券の私算(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,022百万円
危険債権額 11,907百万円
三月以上延滞債権額 42百万円
貸出条件緩和債権額 1,391百万円
合計額 14,364百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
 - 手形割引は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、1,635百万円です。
 - 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 501百万円
有価証券 7,956百万円
担保資産に対応する債務
預金 398百万円
借入金 73百万円
上記のほか、為替決済の担保として預け金10,000百万円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金229百万円が含まれています。

財務諸表

25.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算定し、路線価の定められていない地域においては固定資産税評価額を基にした倍率方式により算定しています。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、997百万円です。

26.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証証券の額は3,703百万円です。

27.出資1口当たりの純資産額 706円75銭

28.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務等の金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫では、信用リスクに関する管理諸規定や融資方針に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。信用リスク評価については、信用格付システム、信用リスク計量化システムを活用し、予想損失額、非予想損失額を把握し、その分析結果についてリスク管理委員会と協議検討を行うとともに、経営会議等に報告しています。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会において金利の変動リスクを管理しています。市場リスク管理に関する規定及び事務取扱要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、リスク管理委員会、経営会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会、経営会議等に報告しています。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用基本規定に基づき、毎期、理事会において決定された資金運用方針に従い行われています。市場運用商品の購入に当たっては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っています。また、価格変動リスクの状況やリスク限度額の遵守状況は定期的にリスク管理委員会、経営会議等に報告されています。

(iii)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、外国為替等に係るリスクヘッジ及び当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に取扱っています。具体的な取引は資金関連スワップ取引、為替先物予約取引等があります。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等です。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期間に応じた適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。なお、当事業年度末現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、19,346百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金繰りの状況に応じた区分及び対応を定め、流動性リスクを管理しています。流動性リスク管理における重要事項については、リスク管理委員会、経営会議等において審議・報告されています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しています。

29.金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	191,429	190,949	△480
(2)有価証券(*1)	269,041	268,472	△569
満期保有目的の債券	12,168	11,599	△569
その他有価証券(*2)	256,873	256,873	—
(3)貸出金(*1)	366,587		
貸倒引当金(*3)	△1,833		
	364,753	359,805	△4,947
金融資産計	825,225	819,227	△5,998
(1)預金積金(*1)	807,114	807,243	129
金融負債計	807,114	807,243	129

(*1) 預け金、有価証券、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。

(*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、預入期間ごとに、新規に預け入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しています。ただし、満期のある預け金のうち外貨定期預け金については、すべて満期が1年以内に到来するものであり、帳簿価額と時価が近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。なお、時価情報が入手できる預け金については、情報に基づき算出した価額としています。

(2)有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額によっています。

自金庫保証付私募債は、自金庫保証付私募債の債務者区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規実行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しています。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については 30. から 32. に記載しています。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定計上額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

②①以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。なお、時価情報が入手できる貸出金については、情報に基づき算出した価額(以下③も同様)。

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。なお、残存期間が短期間(1年以内)の貸出金(証書貸付を除く)の時価は帳簿価額と近似していることから貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金積金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則、当該帳簿価額を時価としています。

財務諸表

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	44
非上場株式 (*1)	102
信金中央金庫出資金 (*1)	4,465
組合出資金 (*2)	248
合 計	4,860

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

		(単位:百万円)			
		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)		118,829	23,600	49,000	—
有価証券(*2)		19,917	74,568	78,541	56,610
満期保有目的の債券	138	1,034	10,992	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	19,778	73,533	67,549	56,610	—
貸出金(*3)	52,278	103,412	73,672	99,321	—
合 計		191,025	201,580	201,213	155,931

(*1) 預け金のうち、要求払預け金については、「1年以内」に含めています。

(*2) 有価証券のうち、償還予定額が見込めないものは含めていません。

(*3) 貸出金のうち、延滞している債権及び、期限の定めのないものや償還予定額が見込めないものは含めていません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

		(単位:百万円)			
		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)		687,953	115,662	2	526

(*) 預金積金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めています。

また、償還予定が見込めないものは含めていません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」について記載しています。以下 32. まで同様です。

満期保有目的の債券		(単位:百万円)			
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	50	51	1	
	社 債	—	—	—	
	そ の 他	99	100	0	
	小 計	149	151	1	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	12,018	11,447	△571	
	社 債	—	—	—	
	そ の 他	—	—	—	
	小 計	12,018	11,447	△571	
合 計		12,168	11,599	△569	

その他有価証券		(単位:百万円)			
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,206	1,702	1,504	
	債 券	5,618	5,582	35	
	国 債	1,652	1,639	12	
	地方債	916	911	4	
	社 債	3,049	3,030	19	
	そ の 他	23,711	19,824	3,887	
	小 計	32,536	27,109	5,426	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	255	284	△29	
	債 券	158,540	171,388	△12,847	
	国 債	28,294	33,912	△5,618	
	地方債	20,001	20,952	△950	
	社 債	110,244	116,523	△6,278	
	そ の 他	65,540	70,883	△5,342	
	小 計	224,337	242,556	△18,219	
合 計		256,873	269,666	△12,792	

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

		(単位:百万円)		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—	—
債 券	872	—	—	219
国 債	872	—	—	219
地方債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
そ の 他	9,502	789	76	—
合 計	10,375	789	295	—

32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。当事業年度における減損処理額は、20百万円(うち、株式20百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価の取得原価に対する下落率としています。下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理することとしており、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移・信用度等を考慮し、時価の回復が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしています。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は48,020百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,720百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	874	百万円
有価証券減損処理額	141	
減価償却超過額	152	
賞与引当金損金算入限度超過額	72	
その他有価証券評価差額金	3,657	
その他	333	
繰延税金資産小計	5,231	
評価性引当額	△636	
繰延税金資産合計	4,595	
繰延税金負債		
前払年金費用	36	
繰延税金負債合計	36	
繰延税金資産の純額	4,558	

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.1%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については27.8%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は109百万円、その他有価証券評価差額金は92百万円それぞれ増加し、法人税等調整額は17百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は7百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

35. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分していません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権 22百万円

財務諸表

損益計算書

(単位:百万円)

科 目		2023年度	2024年度
(※1)	経 常 収 益	9,113	9,459
	資 金 運 用 収 益	7,070	7,543
	貸 出 金 利 息	3,927	4,059
	預 け 金 利 息	383	720
	有価証券利息配当金	2,671	2,664
(※2)	その他の受入利息	88	99
	役 務 取 引 等 収 益	940	986
	受入為替手数料	315	323
	その他の役務収益	625	662
	そ の 他 業 務 収 益	117	44
(※3)	外国為替売買益	13	1
	国債等債券売却益	0	0
	国債等債券償還益	7	0
	その他の業務収益	96	42
	そ の 他 経 常 収 益	984	884
(※4)	償却債権取立益	11	86
	株 式 等 売 却 益	961	789
	その他の経常収益	10	8
	経 常 費 用	6,844	8,067
	資 金 調 達 費 用	70	481
(※5)	預 金 利 息	66	477
	給付補填金繰入額	0	1
	借 用 金 利 息	2	1
	その他の支払利息	1	1
	役 務 取 引 等 費 用	704	734
(※6)	支払為替手数料	141	145
	その他の役務費用	562	589
	そ の 他 業 務 費 用	513	1,387
	国債等債券売却損	0	295
	国債等債券償還損	508	1,088
(※7)	その他の業務費用	4	2
	経 常 費	5,272	5,235
	人 件 費	3,291	3,185
	物 件 費	1,806	1,859
	税 金	175	190
(※8)	その他の経常費用	283	228
	貸倒引当金繰入額	91	5
	貸 出 金 償 却	77	96
	株 式 等 売 却 損	2	3
	株 式 等 償 却	-	20
(※9)	その他資産償却	0	0
	その他の経常費用	111	102
	経 常 利 益	2,269	1,391
	特 別 利 益	-	1
	固 定 資 産 処 分 益	-	1
(※10)	特 別 損 失	117	0
	固 定 資 産 処 分 損	14	0
	減 損 損 失	102	-
	税 引 前 当 期 純 利 益	2,151	1,392
	法人税、住民税及び事業税	497	295
(※11)	法 人 税 等 調 整 額	88	△ 477
	法 人 税 等 合 計	585	△ 181
	当 期 純 利 益	1,566	1,573
	繰越金(当期首残高)	214	235
	土地再評価差額金取崩額	15	-
(※12)	当 期 末 処 分 剩 余 金	1,796	1,809

資金運用収益(※1)

貸出金や有価証券等の運用により受け入れる利息収入を計上しています。

役務取引等収益(※2)

振込み等の為替業務に係る手数料や、お客さまへの各種サービスに対して受け入れた手数料収入を計上しています。

資金調達費用(※3)

お預かりしているご預金の利息や、その他の資金調達に係る支払利息を計上しています。

役務取引等費用(※4)

為替業務や、サービスの提供を受けた対価として支払う手数料のほか、信用保証料の支払額等を計上しています。

2024年度(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。
- 子会社との取引による収益総額 562千円
子会社との取引による費用総額 84,378千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 25円86銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、975,590千円です。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
当 期 末 処 分 剩 余 金	1,796	1,809
剰 余 金 処 分 額	1,560	1,590
普通出資に対する配当金	60	90
特 別 積 立 金	1,500	1,500
繰越金(当期末残高)	235	219

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2025年6月17日開催の第102期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けています。

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

2025年6月18日

大垣西濃信用金庫

理事長 小川 章

経理・経営の内容

最近5年間の主要な経営指標の推移

単 位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益 (千円)	9,260,755	8,677,240	8,518,488	9,113,706	9,459,583
経常利益(△は経常損失) (千円)	1,031,704	1,212,714	1,397,373	2,269,195	1,391,887
当期純利益(△は当期純損失) (千円)	706,074	926,337	905,079	1,566,406	1,573,717
出 資 総 額 (百万円)	3,090	3,077	3,068	3,052	3,015
出 資 総 口 数 (百万口)	61	61	61	61	60
純 資 産 額 (百万円)	51,408	49,000	42,799	47,552	42,624
総 資 産 額 (百万円)	835,224	836,247	820,834	829,641	852,946
預 金 積 金 残 高 (百万円)	772,258	775,296	770,805	777,953	807,114
貸 出 金 残 高 (百万円)	351,650	354,114	355,830	360,352	366,587
有 価 証 券 残 高 (百万円)	279,552	298,660	283,600	282,967	269,436
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	13.13	13.18	14.24	14.63	14.64
出資に対する配当金(出資1口当たり) (円)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.5
役 員 数 (人)	11	11	11	11	12
うち、常勤役員数 (人)	10	10	10	10	11
職 員 数 (人)	484	472	432	405	389
会 員 数 (人)	66,786	66,625	66,893	66,963	66,485

利鞘・利益率

(単位:%)

	2023年度	2024年度
総 資 金 利 鞘	0.17	0.18
資 金 運 用 利 回	0.87	0.92
資 金 調 達 原 価 率	0.70	0.74
総 資 産 経 常 利 益 率	0.27	0.16
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.19	0.18

(注) 総資産経常(当期純)利益率又は損失率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益又は損失}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用収支の内訳

(単位:平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

		2023年度	2024年度
資 金 運 用 勘 定	平均残高	807,923	818,097
	利息	7,070,757	7,543,944
	利回り	0.87	0.92
う ち 貸 出 金	平均残高	344,699	355,877
	利息	3,927,288	4,059,603
	利回り	1.13	1.14
う ち 預 け 金	平均残高	168,844	171,464
	利息	383,966	720,118
	利回り	0.22	0.41
うち有価証券	平均残高	289,969	283,894
	利息	2,671,339	2,664,920
	利回り	0.92	0.93
資 金 調 達 勘 定	平均残高	768,114	775,950
	利息	70,726	481,967
	利回り	0.00	0.06
うち預金積金	平均残高	766,582	775,232
	利息	67,018	478,535
	利回り	0.00	0.06
うち譲渡性預金	平均残高	—	—
	利息	—	—
	利回り	—	—
う ち 借 用 金	平均残高	1,192	395
	利息	2,029	1,844
	利回り	0.17	0.46

(単位:平均残高・百万円、利息・千円)

		2023年度	2024年度
無 利 息 預 け 金	平均残高	497	509
金銭の信託運用見合額	平均残高	—	—
金銭の信託運用見合費用	利息	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ次のとおり控除して表示しています。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務粗利益

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
資 金 運 用 収 支	7,000,031	7,061,976
資 金 運 用 収 益	7,070,757	7,543,944
資 金 調 達 費 用	70,726	481,967
役 務 取 引 等 収 支	236,901	251,792
役 務 取 引 等 収 益	940,969	986,563
役 務 取 引 等 費 用	704,068	734,770
そ の 他 の 業 務 収 支	△395,465	△ 1,342,176
そ の 他 業 務 収 益	117,646	44,942
そ の 他 業 務 費 用	513,112	1,387,119
業 務 粗 利 益	6,841,466	5,971,593
業 務 粗 利 益 率	0.84%	0.72%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
業 務 純 益	1,532,666	637,395
実 質 業 務 純 益	1,504,949	687,117
コ ア 業 務 純 益	2,005,949	2,071,510
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,958,858	2,061,660

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

経理・経営の内容

受取・支払利息の分析

(単位:千円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△104,852	106,941	2,088	93,816	379,370	473,186
うち 貸 出 金	21,903	△53,427	△31,524	127,519	4,795	132,315
うち 預 け 金	△15,099	156,473	141,373	11,007	325,144	336,151
うち 有 価 証 券	△55,715	△49,702	△105,418	△57,025	50,606	△6,418
支 払 利 息	△1,194	17,418	16,223	4,867	406,373	411,241
うち 預 金 積 金	△524	17,137	16,613	5,339	406,178	411,517
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	△11,793	11,615	△178	△3,714	3,529	△ 184

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めています。 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

経費の内訳

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
人 件 費	3,291,054	3,185,045
報酬給与手当	2,643,201	2,559,782
その他	647,852	625,263
物 件 費	1,806,161	1,859,624
事務費	854,341	922,856
固定資産費	391,707	364,716
事業費	122,767	132,901
人事厚生費	39,528	39,284
減価償却費	285,544	288,174
その他	112,271	111,691
税金	175,536	190,757
合 計	5,272,751	5,235,428

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	402	375	—	402	375
	2024年度	375	424	—	375	424
個別貸倒引当金	2023年度	3,429	3,418	129	3,299	3,418
	2024年度	3,418	1,413	1,961	1,457	1,413
合 計	2023年度	3,832	3,793	129	3,702	3,793
	2024年度	3,793	1,837	1,961	1,832	1,837

(注) 貸出債権等について償却等の処理をした債務者に対して過年度に引当てた個別貸倒引当金がある場合は、これを取崩して償却等処理額に充当し決算書において相殺していますが、この場合の個別貸倒引当金取崩額を「当期減少額」の「目的使用」欄に記載しています。
また、「当期減少額」の「その他」欄は、洗替による戻入額です。
なお、「当期増加額」欄の繰入額から当期減少額の「その他」欄の取崩額を差し引きした純繰入額の損益計算書の表示については、純繰入額がプラスの場合は「その他経常費用」中の「貸倒引当金繰入額」に、マイナスの場合は「その他経常収益」中の「貸倒引当金戻入益」に計上します。

貸出金償却

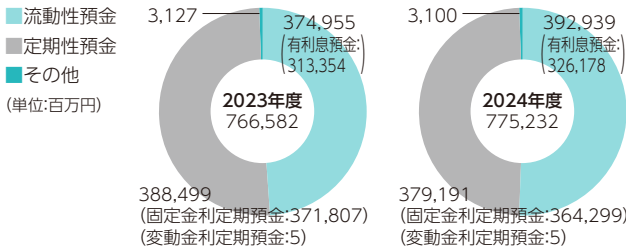
(単位:千円)

	2023年度	2024年度
貸 出 金 償 却 額	77,439	96,186

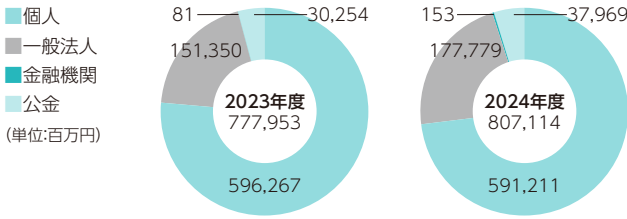
(注) 貸出金償却額は、償却した債権額に対して過年度に個別貸倒引当金を計上している場合は、償却債権額に見合う当該引当金の取崩額と相殺しています。

預金に関する指数

預金・譲渡性預金平均残高



預金者別預金残高



定期預金残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
定 期 預 金	364,078	361,095
固定金利定期預金	364,068	361,086
変動金利定期預金	5	5
そ の 他	4	3

貸出金に関する指数

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
手形貸付	14,532	14,424
証書貸付	302,303	312,558
当座貸越	25,326	26,699
割引手形	2,537	2,195
合 計	344,699	355,877

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
		構成比(%)		構成比(%)
設備資金	185,059	51.35	184,419	50.30
運転資金	175,292	48.65	182,167	49.70
合 計	360,352	100.00	366,587	100.00

貸出金残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
貸 出 金	360,353	366,587
うち変動金利	103,825	116,131
うち固定金利	256,528	250,455

会員・会員外別貸出金残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
会 員 貸 出	292,088	297,136
会 員 外 貸 出	68,264	69,450
合 計	360,352	366,587

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
消費者ローン	7,677	8,093
住宅ローン	115,352	120,191
合 計	123,029	128,285

貸出金業種別内訳

	2023年度			2024年度		
	貸出先数(件)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出先数(件)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製 造 業	795	50,255	13.94	795	47,726	13.01
農 業、林 業	30	402	0.11	31	397	0.10
漁 業	2	6	0.00	2	4	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	5	1,216	0.33	5	1,058	0.28
建 設 業	1,187	24,959	6.92	1,234	28,558	7.79
電気・ガス・熱供給・水道業	19	509	0.14	19	696	0.18
情 報 通 信 業	32	674	0.18	37	604	0.16
運 輸 業、郵 便 業	155	7,395	2.05	154	7,305	1.99
卸 売 業、小 売 業	870	24,625	6.83	889	26,444	7.21
金 融 業、保 険 業	35	36,504	10.13	41	38,945	10.62
不 動 産 業	514	31,502	8.74	536	30,099	8.21
物 品 質 貸 業	16	3,070	0.85	18	3,047	0.83
学術研究、専門・技術サービス業	155	4,086	1.13	159	4,448	1.21
宿 泊 業	5	76	0.02	5	65	0.01
飲 食 業	332	3,290	0.91	335	3,280	0.89
生活関連サービス業、娯楽業	226	2,513	0.69	225	2,611	0.71
教 育、学 習 支 援 業	46	1,082	0.30	55	1,501	0.40
医 療、福 祉	269	9,606	2.66	262	10,155	2.77
そ の 他 の サ ー ビ ス	282	8,201	2.27	286	7,002	1.91
地 方 公 共 団 体	23	23,818	6.60	22	21,254	5.79
個 人	14,638	126,553	35.11	14,452	131,378	35.83
合 計	19,636	360,352	100.00	19,562	366,587	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金に関する指数

貸出金及び債務保証見返の担保別残高

(単位:百万円)

	貸出金		債務保証見返	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,673	1,537	65	19
有 価 証 券	92	92	—	—
動 産	1,159	1,285	—	—
不 動 産	84,723	78,332	43	13
そ の 他	—	—	—	—
計	87,648	81,248	108	33
信用保証協会・信用保険	149,707	154,023	—	—
保 証	38,390	37,440	112	94
信 用	84,606	93,874	363	199
合 計	360,352	366,587	585	328

預貸率

(単位:%)

		2023年度	2024年度
預貸率	期 末 値	46.32	45.41
	期中平均値	44.96	45.90

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

代理貸付内訳別残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
信 金 中 央 金 庫	71	54
日 本 政 策 金 融 公 庫	489	430
住 宅 金 融 支 援 機 構	4,347	3,985
福 祉 医 療 機 構	52	43
合 計	4,962	4,514

有価証券に関する指数

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
国 債	39,029	36,615
地 方 債	30,676	33,128
社 債	120,375	118,899
株 式	2,045	2,081
外 国 証 券	71,304	69,043
そ の 他 の 証 券	26,536	24,125
合 計	289,969	283,894

商品有価証券・平均残高

該当ありません。

預証率

(単位:%)

		2023年度	2024年度
預証率	期 末 値	36.37	33.38
	期中平均値	37.82	36.62

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の時価情報

売買目的有価証券 該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	4,824	4,867	42	50	51	1
	社 債	299	300	0	—	—	—
	そ の 他	98	101	2	99	100	0
	小 計	5,223	5,268	44	149	151	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	3,698	3,659	△39	12,018	11,447	△571
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	3,698	3,659	△39	12,018	11,447	△571
合 計		8,922	8,927	5	12,168	11,599	△569

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいています。 3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めていません。

2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

有価証券に関する指数

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しています。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,536	1,685	1,850	3,206	1,702	1,504
	債 券	40,251	39,781	469	5,618	5,582	35
	国 債	5,363	5,214	148	1,652	1,639	12
	地 方 債	10,264	10,151	113	916	911	4
	社 債	24,622	24,415	207	3,049	3,030	19
	そ の 他	29,124	23,523	5,600	23,711	19,824	3,887
	小 計	72,911	64,991	7,920	32,536	27,109	5,426
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	91	99	△7	255	284	△29
	債 券	134,267	140,783	△6,516	158,540	171,388	△12,847
	国 債	28,460	31,649	△3,189	28,294	33,912	△5,618
	地 方 債	13,742	14,073	△331	20,001	20,952	△950
	社 債	92,064	95,059	△2,995	110,244	116,523	△6,278
	そ の 他	66,397	71,565	△5,167	65,540	70,883	△5,342
	小 計	200,756	212,448	△11,692	224,327	242,556	△18,219
合 計		273,667	277,439	△3,771	256,873	269,666	△12,792

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めていません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
子会社・子法人等株式	44	44
非 上 場 株 式	88	102
信金中央金庫出資金	4,465	4,465
組 合 出 資 金	245	248
合 計	4,843	4,860

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

2023年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	200	465	650	—	4,629	27,877	—	33,823
地 方 債	4,163	3,590	3,912	5,739	13,116	2,008	—	32,530
社 債	12,631	18,323	24,348	16,275	25,801	19,605	—	116,987
株 式	—	—	—	—	—	—	3,759	3,759
外 国 証 券	3,295	8,927	10,623	5,324	6,992	7,740	23,842	66,747
その他の証券	—	4,833	814	2,443	1,925	884	18,217	29,118
2024年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	455	—	626	1,457	2,935	24,471	—	29,946
地 方 債	2,586	2,517	6,242	5,332	14,557	1,750	—	32,986
社 債	12,235	18,856	26,365	21,632	17,279	16,924	—	113,294
株 式	—	—	—	—	—	—	3,608	3,608
外 国 証 券	4,710	8,631	9,898	6,039	5,809	4,785	23,652	63,527
その他の証券	—	789	1,366	3,415	500	786	19,212	26,072

金銭の信託

(1)運用目的の金銭の信託 該当ありません。

(2)満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

(3)その他の金銭の信託 該当ありません。

有価証券・その他の業務に関する指数

デリバティブ取引

(単位:百万円)

取引区分			2023年度				2024年度			
			契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭取引	金 利 関 連 取 引	買	－	－	－	－	－	－	－	－
		売	－	－	－	－	－	－	－	－
	通 貨 関 連 取 引	買	1	－	1	0	－	－	－	－
		売	－	－	－	－	34	－	34	0
	株 式 関 連 取 引	買	－	－	－	－	－	－	－	－
		売	－	－	－	－	－	－	－	－
	債 券 関 連 取 引	買	－	－	－	－	－	－	－	－
		売	－	－	－	－	－	－	－	－
	商 品 関 連 取 引	買	－	－	－	－	－	－	－	－
		売	－	－	－	－	－	－	－	－
	ク レ ジ ャ ッ ト デ リ バ テ ィ ブ 取 引	買	－	－	－	－	－	－	－	－
		売	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 1.時価の算定については、期末日における割引現在価値、市場価格等に基づいています。 3.通貨関連取引は、先物為替予約にかかる取引です。
2.先物為替予約については、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しています。

公共債引受実績

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
国債引受額	—	—
地方債引受額	2,260	1,720
政府保証債引受額	—	—
合 計	2,260	1,720

公共債窓販実績

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
国債窓販額	257	820

投資信託窓販実績

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
投資信託窓販額	4,824	6,514

国内為替取扱実績

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込仕向	822,670	577,316	846,464	615,357
送金・振込被仕向	1,125,216	686,865	1,145,516	748,751
代金取立仕向	22,649	28,155	18,303	25,970
代金取立被仕向	24,005	22,606	19,397	19,097
合 計	1,994,540	1,314,943	2,029,680	1,409,177

外国為替取扱実績

(単位:千米ドル)

	2023年度		2024年度	
	件数	金額	件数	金額
仕向為替	250	6,948	253	8,595
被仕向為替	197	10,658	135	8,522
合 計	447	17,606	388	17,117

外貨建資産残高

(単位:千米ドル)

	2023年度	2024年度
外貨建資産残高	5,440	5,180

信用金庫法及び金融再生法に基づく開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	構成比	(b)	保 全 額		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
					担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)		
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	2023年度	1,109	0.30%	1,109	863	246	100.00%	100.00%
	2024年度	1,022	0.28%	1,022	908	114	100.00%	100.00%
危 険 債 権	2023年度	13,867	3.80%	12,499	9,331	3,168	90.14%	69.85%
	2024年度	11,907	3.21%	10,692	9,283	1,408	89.79%	53.67%
要 管 理 債 権	2023年度	1,251	0.34%	629	527	101	50.27%	14.03%
	2024年度	1,434	0.39%	664	523	140	46.33%	15.47%
三 月 以 上 延 滞 債 権	2023年度	160	0.04%	123	110	13	76.64%	25.78%
	2024年度	42	0.01%	37	33	4	87.75%	44.51%
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2023年度	1,090	0.30%	506	417	88	46.39%	13.14%
	2024年度	1,391	0.38%	627	490	136	45.07%	15.17%
小 計 (A)	2023年度	16,228	4.45%	14,238	10,722	3,515	87.74%	63.86%
	2024年度	14,364	3.88%	12,378	10,715	1,663	86.18%	45.59%
正 常 債 権 (B)	2023年度	348,454	95.55%					
	2024年度	356,297	96.12%					
総与信残高(A)+(B)	2023年度	364,683	100.00%					
	2024年度	370,662	100.00%					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)です。

報酬体系

1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1 報酬体系の概要

基本報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めています。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	220

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」167百万円、「賞与(引当金を含む)」16百万円、「退職慰労金(引当金を含む)」36百万円となっています。
 ※「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3 その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 3. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
 4. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

連結財務諸表

当連結会計年度の事業の概要

令和7年3月期の当金庫グループの預金残高は、8,066億円と前期比291億円の増加、貸出金残高は3,665億円と前期比62億円の増加となりました。

損益面では、経常利益は14億4百万円と前期比8億83百万円の減少となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、15億77百万円と前期比5百万円の増加となりました。

直近の連結会計年度に係る主要な経営指標 (単位:百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連結経常収益	9,438	8,853	8,680	9,270	9,628
連結経常利益 (△は連結経常損失)	1,043	1,226	1,405	2,287	1,404
親会社株主に帰属 する当期純利益 (△は親会社株主に 帰属する当期純損失)	708	929	908	1,572	1,577
連結純資産額	51,723	49,322	43,123	47,887	42,964
連結総資産額	837,532	838,288	822,835	831,671	854,973
連結自己資本比率	13.09%	13.15%	14.20%	14.58%	14.59%

連結財務諸表

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社
会社名 だいしんビジネスサービス株式会社
だいしんリース株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

3月末日 2社

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却しています。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基
いて作成しています。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
資産の部		
現金及び預け金	174,133	198,551
買入金銭債権	1,380	2,754
有価証券	283,087	269,549
貸出金	360,352	366,587
外国為替	131	183
その他資産	8,550	8,391
有形固定資産	5,569	5,521
建物	1,440	1,377
土地	3,719	3,719
リース資産	121	158
建設仮勘定	—	0
その他の有形固定資産	288	265
無形固定資産	204	255
ソフトウェア	166	232
リース資産	24	9
その他の無形固定資産	14	13
退職給付に係る資産	17	132
繰延税金資産	1,459	4,560
債務保証見返	585	328
貸倒引当金	△3,801	△1,843
資産の部合計	831,671	854,973

科 目	2023年度	2024年度
負債の部		
預金積金	777,530	806,665
借入金	482	73
外国為替	1	11
その他負債	4,253	3,941
賞与引当金	284	269
役員賞与引当金	—	16
役員退職慰労引当金	263	301
睡眠預金払戻損失引当金	22	14
偶発損失引当金	83	104
繰延税金負債	2	0
再評価に係る繰延税金負債	273	280
債務保証	585	328
負債の部合計	783,784	812,008

純資産の部

出資金	3,052	3,015
利益剰余金	46,740	48,257
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	49,792	51,272
その他有価証券評価差額金	△2,736	△9,134
土地再評価差額金	643	636
評価・換算差額等合計	△2,092	△8,498
非支配株主持分	186	189
純資産の部合計	47,887	42,964
負債及び純資産の部合計	831,671	854,973

連結財務諸表

2024年度(注)

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- 3.デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 4.当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 8年～50年
その他 3年～20年
- 5.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しています。
- 6.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 7.当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 8.当金庫の貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準に基づき、貸出金等について回収可能性を検討して計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての貸出金等債権は資産査定基準に基づき、営業部及び本部所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検証部門及び自己査定審査委員会が査定結果を監査しています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,460百万円です。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てています。
- 9.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- 10.役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- 11.当金庫の退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
過去勤務債務 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理
当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △21,384百万円
②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合(令和6年3月分) 0.4521%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における

- 過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金877百万円を費用処理しています。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。
- 12.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 13.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。
- 14.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
- 15.当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別監査委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- 16.消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。
- 17.会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金(貸出金等に係るもの) 1,833百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しています。
主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の収益力の見通し」であり、債務者ごとに個別に評価し設定しています。債務者区分の判定においては、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出金条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しています。
なお、原材料価格、労務費の高騰といった経済環境の変化、個別貸出先の業績変更等により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 18.有形固定資産の減価償却累計額 7,142百万円
19.有形固定資産の圧縮記帳額 344百万円
20.貸借対照表に計上していない保証債務残高 189百万円
- 21.信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,022百万円
危険債権額 11,907百万円
三月以上延滞債権額 42百万円
貸出条件緩和債権額 1,391百万円
合計額 14,364百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 22.手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、1,635百万円です。
- 23.担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 501百万円
有価証券 7,956百万円
担保資産に対応する債務
預金 398百万円
借入金 73百万円
上記のほか、為替決済の担保として預け金10,000百万円を差し入れています。
また、その他資産には、保証金229百万円が含まれています。

連結財務諸表

24.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算定し、路線価の定められていない地域においては固定資産税評価額を基にした倍率方式により算定しています。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、997百万円です。

25.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は3,703百万円です。

26.出資1口当たりの純資産額 709円27銭

27.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務等の金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当グループでは、信用リスクに関する管理諸規定や融資方針に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。信用リスク評価については、信用格付システム、信用リスク計量化システムを活用し、予想損失額、非予想損失額を把握し、その分析結果についてリスク管理委員会と協議検討を行うとともに、経営会議等に報告しています。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当グループは、リスク管理委員会において金利の変動リスクを管理しています。市場リスク管理に関する規定及び事務取扱要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、リスク管理委員会、経営会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会、経営会議等に報告しています。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用基本規定に基づき、毎期、理事会において決定された資金運用方針に従い行われています。市場運用商品の購入に当たっては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っています。また、価格変動リスクの状況やリスク限度額の遵守状況は定期的にリスク管理委員会、経営会議等に報告されています。

(iii)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、外国為替等に係るリスクヘッジ及び当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に取扱っています。具体的な取引は資金関連スワップ取引、為替先物予約取引等があります。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等です。当グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期間に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。なお、当連結会計年度末現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、19,229百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当グループは、資金繰りの状況に応じた区分及び対応を定め、流動性リスクを管理しています。流動性リスク管理における重要事項については、リスク管理委員会、経営会議等において審議・報告されています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しています。

28.金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	191,429	190,949	△480
(2) 有価証券(*1)	269,199	268,629	△569
満期保有目的の債券	12,168	11,599	△569
その他有価証券(*2)	257,030	257,030	—
(3) 貸出金(*1)	366,587		
貸倒引当金(*3)	△1,833		
	364,753	359,805	△4,947
金融資産計	825,382	819,384	△5,998
(1) 預金積金(*1)	806,675	806,805	129
金融負債計	806,675	806,805	129

(*1) 預け金、有価証券、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。

(*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、預入期間ごとに、新規に預け入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しています。ただし、満期のある預金のうち外貨定期預金については、すべて満期が1年以内に到来するものであり、帳簿価額と時価が近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。なお、時価情報が入手できる預金については、情報に基づき算出した価額としています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額によっています。

自金庫保証付私募債は、自金庫保証付私募債の債務者区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規実行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しています。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から31.に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定計上額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

②①以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。なお、時価情報が入手できる貸出金については、情報に基づき算出した価額(以下③も同様)。

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規実行を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。なお、残存期間が短期間(1年以内)の貸出金(証書貸付を除く)の時価は帳簿価額と近似していることから貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金積金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則、当該帳簿価額を時価としています。

連結財務諸表

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)	
区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	102
信金中央金庫出資金 (*1)	4,465
組合出資金 (*2)	248
合 計	4,815

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-6項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (*1)	118,829	23,600	49,000	—
有価証券 (*2)	19,917	74,718	78,541	56,610
満期保有目的の債券	138	1,034	10,992	—
その他有価証券のうち満期があるもの	19,778	73,683	67,549	56,610
貸出金 (*3)	52,278	103,412	73,672	99,321
合 計	191,025	201,730	201,213	155,931

(*1) 預け金のうち、要求払預け金については、「1年以内」に含めています。

(*2) 有価証券のうち、償還予定額が見込めないものは含めていません。

(*3) 貸出金のうち、延滞している債権及び、期限の定めのないものや償還予定額が見込めないものは含めていません。

(注4) 預金積金の連結決算日後の返済予定額
(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*)	687,528	115,658	2	526

(*) 預金積金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めています。

また、償還予定が見込めないものは含めていません。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」について記載しています。以下 31. まで同様です。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	50	51	1
	社 債	—	—	—
	そ の 他	99	100	0
	小 計	149	151	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	12,018	11,447	△571
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	12,018	11,447	△571
合 計		12,168	11,599	△569

その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,207	1,702	1,504
	債 券	5,774	5,737	36
	国 債	1,808	1,795	13
	地方債	916	911	4
	社 債	3,049	3,030	19
	そ の 他	23,711	19,824	3,887
	小 計	32,693	27,264	5,428
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	255	284	△29
	債 券	158,540	171,388	△12,847
	国 債	28,294	33,912	△5,618
	地方債	20,001	20,952	△950
	社 債	110,244	116,523	△6,278
	そ の 他	65,540	70,883	△5,342
	小 計	224,337	242,556	△18,219
合 計		257,030	269,821	△12,791

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	872	—	219
国 債	872	—	219
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	9,502	789	76
合 計	10,375	789	295

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当連結会計年度における減損処理額は、20百万円(うち、株式20百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価の取得原価に対する下落率としています。下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理することとしており、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移・信用度等を考慮し、時価の回復が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしています。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は48,020百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,720百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

33. 当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりです。

退職給付債務	△2,740百万円
年金資産(時価)	3,641
未積立退職給付債務	901
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△790
未認識過去勤務債務(債務の減額)	20
連結貸借対照表計上額の純額	132
退職給付に係る資産	132
退職給付に係る負債	—

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.1%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については27.8%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は109百万円、その他有価証券評価差額金は92百万円それぞれ増加し、法人税等調整額は17百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は7百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

34. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分していません。当連結会計年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権 22百万円

連結財務諸表

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
経 常 収 益	9,270	9,628
資 金 運 用 収 益	7,072	7,545
貸 出 金 利 息	3,927	4,059
預 け 金 利 息	383	720
有価証券利息配当金	2,672	2,666
その他の受入利息	88	99
役 務 取 引 等 収 益	940	986
そ の 他 業 務 収 益	273	213
そ の 他 経 常 収 益	984	884
償 却 債 権 取 立 益	11	86
その他の経常収益	972	797
経 常 費 用	6,983	8,224
資 金 調 達 費 用	70	481
預 金 利 息	66	477
給付補填備金繰入額	0	1
借 用 金 利 息	2	1
その他の支払利息	1	1
役 務 取 引 等 費 用	704	734
そ の 他 業 務 費 用	644	1,533
経 常 費	5,278	5,246
そ の 他 経 常 費 用	285	227
貸倒引当金繰入額	93	4
その他の経常費用	192	222
経 常 利 益	2,287	1,404
特 別 利 益	0	1
固 定 資 産 処 分 益	-	1
そ の 他 の 特 別 利 益	0	0
特 別 損 失	117	0
固 定 資 産 処 分 損	14	0
減 損 損 失	102	-
税金等調整前当期純利益	2,170	1,405
法人税、住民税及び事業税	503	298
法 人 税 等 調 整 額	87	△476
法 人 税 等 合 計	590	△178
当 期 純 利 益	1,579	1,583
非支配株主に帰属する当期純利益	7	5
親会社株主に帰属する当期純利益	1,572	1,577

2024年度(注)

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。
- 2.出資1口当たり当期純利益金額 25円93銭
- 3.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益は、975,258千円です。

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	45,213	46,739
利 益 剰 余 金 増 加 高	1,587	1,577
親会社株主に帰属する当期純利益	1,572	1,577
そ の 他	-	-
利 益 剰 余 金 減 少 高	60	60
配 当 金	60	60
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	46,740	48,257

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

信用金庫法開示債権

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,109	1,022
危 険 債 権	13,867	11,907
三 月 以 上 延 滞 債 権	160	42
貸 出 条 件 緩 和 債 権	1,090	1,391
小 計 (A)	16,228	14,364
正 常 債 権 (B)	348,454	356,297
総 与 信 残 高 (A) + (B)	364,683	370,662

(注)連結ベースの保全状況は単体ベースとの差額において重要性が乏しいため、省略しています。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部でリース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当金庫の自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー

I 単体における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

1 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

2 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

3 信用リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額(注1)、非予想損失額(注2)を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(注1) 予想損失額: 一定の期間に発生すると予想される損失額の平均値である信用コスト部分

(注2) 非予想損失額: 一定の期間に発生し得る損失の最大値から予想損失額を差し引いた狭義の信用リスク部分

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全率との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

5 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)

当金庫の自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー I 単体における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

7 オペレーショナル・リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については「事務リスク管理規定」等に基づき、本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、標準的計測手法を採用し、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、オペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しています。

8 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

9 金利リスクに関する次に掲げる事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

- (1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲
リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。
対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。
- (2) リスク管理及びリスク削減の方針
リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、毎期リスク管理委員会、経営会議において、業務計画及びリスクの状況に関する詳細な協議検討を行い、統合的リスク管理計画及び市場リスク管理計画を策定し、理事会で承認を得ています。
期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、毎月リスク管理委員会、経営会議に報告し、業務運営の状況について詳細に議論のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。
- (3) 金利リスク計測の頻度
銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。
- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法
資産や負債の残高や期間構成を変化させることを主なヘッジ手段としています。

2 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに追加して開示を行う金利リスクに関する事項
 - ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ③ 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクが正值の場合はゼロとして合算しています。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
 - ⑥ スプレッドに関する前提
リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
 - ⑦ 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
 - ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前事業年度末の開示からの変動はありません。
 - ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性に応じ保守的な方法、簡便的な方法により計測しています。
- (2) その他の金利リスク計測について
 - ① 金利ショック
当金庫では、主としてVaR (バリュー・アット・リスク) を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去3年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
 - ② 金利リスク計測の前提及びその意味
銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を3年間、信頼区間を99%としています。
また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間は240日 (1年) 及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は120日 (6か月) としています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～自己資本の構成に関する開示事項～

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	49,586	51,032
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,052	3,015
うち、利益剰余金の額	46,594	48,107
うち、外部流出予定額(△)	60	90
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	375	424
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	375	424
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	49,961	51,457
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	149	184
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	149	184
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	12	95
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	162	280
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	49,798	51,177
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	326,407	336,833
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△780	△774
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,924	12,596
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	340,331	349,429
自 己 資 本 比 率		
自 己 資 本 比 率 ((ハ) / (二))	14.63%	14.64%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

2 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	326,407	13,056	336,833	13,473
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	296,822	11,872	306,114	12,244
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	185	7	187	7
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	290	11	429	17
我が国の政府関係機関向け	1,334	53	1,590	63
地方三公社向け	410	16	401	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,178	1,527	49,145	1,965
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			8,432	337
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	121,909	4,876	114,896	4,595
特定貸付債権向け			—	—
中小企業等向け及び個人向け	81,710	3,268		
中堅中小企業等向け及び個人向け			33,098	1,323
トランザクター向け			552	22
抵当権付住宅ローン	6,979	279		
不動産取得等事業向け	17,979	719		
不動産関連向け			72,419	2,896
自己居住用不動産等向け			56,433	2,257
賃貸用不動産向け			13,791	551
事業用不動産関連向け			1,864	74
その他の不動産関連向け			330	13
A D C 向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			601	24
三月以上延滞等	967	38		
延滞等向け			7,748	309
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,767	70
取立未済手形	62	2	48	1
信用保証協会等による保証付	1,293	51	1,477	59
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,023	80		
出資等のエクスポージャー	2,023	80		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			2,239	89
上記以外	23,497	939	20,063	802
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,066	282	6,303	252
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,849	193	4,849	193
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,223	48	2,614	104
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			753	30
上記以外のエクスポージャー	10,358	414	5,541	221
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	S T C 要件適用分	—	—	—
	非 S T C 要件適用分	—		
	短期 S T C 要件適用分		—	—
	不良債権証券化適用分		—	—
	S T C ・ 不良債権証券化適用対象外分		—	—
再証券化	—	—	—	—

次ページに続く

2 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,366	1,214	31,492	1,259
ルック・スルー方式	30,366	1,214	31,492	1,259
マシナリー方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (2 5 0 %)	—	—	—	—
蓋然性方式 (4 0 0 %)	—	—	—	—
フォーラムバック方式 (1 2 5 0 %)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△780	△31	△774	△30
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,924	556	12,596	503
B			8,397	
B			1,007	
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	340,331	13,613	349,429	13,977

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(2023年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
				貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引			
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
	内	757,588	797,247	361,105	371,399	208,592	209,172	－	－	1,061	9,713
	外	26,798	23,901	－	－	26,798	23,901	－	－	－	－
	他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地 域 別 合 計	784,387	821,149	361,105	371,399	235,390	233,074	－	－	1,061	9,713
	製 造 業	88,846	90,924	50,339	49,534	38,507	41,390	－	－	63	2,055
	農 業 、 林 業	417	567	417	567	－	－	－	－	－	41
	漁 業	6	21	6	21	－	－	－	－	－	18
	鉱業、採石業、砂利採取業	1,386	1,241	1,216	1,070	170	170	－	－	37	1
	建 設 業	30,735	43,262	25,181	37,772	5,553	5,489	－	－	65	1,136
	電気・ガス・熱供給・水道業	12,631	12,695	509	875	12,121	11,820	－	－	－	117
	情 報 通 信 業	4,972	6,604	674	2,026	4,118	4,122	－	－	7	15
	運 輸 業 、 郵 便 業	32,608	30,628	7,497	7,675	25,111	22,952	－	－	－	252
	卸 売 業 、 小 売 業	32,938	36,965	24,629	28,623	8,308	8,342	－	－	0	590
	金 融 業 、 保 険 業	257,133	280,440	36,533	37,883	47,900	45,850	－	－	－	3
	不 動 産 業	40,841	39,943	31,690	31,238	9,150	8,705	－	－	166	1,871
	物 品 賃 貸 業	13,097	14,892	3,070	3,065	9,826	9,926	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	4,789	6,797	4,087	5,594	701	1,202	－	－	12	44
	宿 泊 業	76	84	76	84	－	－	－	－	－	1
	飲 食 業	3,303	4,400	3,303	4,400	－	－	－	－	－	258
	生活関連サービス業、娯楽業	2,713	4,392	2,513	4,192	200	200	－	－	122	242
	教 育 、 学 習 支 援 業	1,182	1,705	1,082	1,605	100	100	－	－	86	140
	医 療 、 福 祉	9,638	12,186	9,638	12,186	－	－	－	－	170	181
	そ の 他 の サ ー ビ ス	9,835	9,435	8,222	8,617	1,612	818	－	－	5	125
	国・地方公共団体等	95,841	93,467	23,833	21,484	72,007	71,983	－	－	－	－
	個 人	126,580	112,865	126,580	112,865	－	－	－	－	322	2,614
	そ の 他	14,811	17,625	－	12	－	－	－	－	－	－
	業 種 別 合 計	784,387	821,149	361,105	371,399	235,390	233,074	－	－	1,061	9,713
	1 年 以 下	161,425	198,867	33,341	60,213	19,545	19,195	－	－		
	1 年 超 3 年 以 下	76,883	78,860	21,258	26,039	29,991	28,807	－	－		
	3 年 超 5 年 以 下	76,330	81,042	36,049	34,212	39,569	44,606	－	－		
	5 年 超 7 年 以 下	70,438	86,039	31,305	34,886	28,625	37,095	－	－		
	7 年 超 1 0 年 以 下	118,678	127,381	42,285	48,508	52,837	43,761	－	－		
	1 0 年 超	229,052	223,547	166,627	166,551	62,425	56,995	－	－		
	期間の定めのないもの	37,114	8,081	30,237	987	2,396	2,612	－	－		
	そ の 他	14,463	17,328	－	－	－	－	－	－		
	残 存 期 間 別 合 計	784,387	821,149	361,105	371,399	235,390	233,074	－	－		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

□ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△27	375	49	424
個別貸倒引当金	△11	3,418	△2,005	1,413
合計	△38	3,793	△1,956	1,837

△ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高		2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製造業	105	△1,864	2,186	321	—	50
農業、林業	3	△1	11	10	—	—
漁業	1	△1	1	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	△9	△22	22	0	—	3
建設業	11	△12	59	47	15	9
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	0
情報通信業	—	—	—	—	—	3
運輸業、郵便業	4	0	44	45	—	—
卸売業、小売業	△17	5	68	74	—	—
金融業、保険業	0	—	—	—	—	—
不動産業	△104	△13	586	572	—	0
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	△0	△0	3	2	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	△3	11	30	42	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	△1	△1	50	49	—	—
教育、学習支援業	28	4	39	43	—	—
医療、福祉	10	△50	90	39	48	26
その他のサービス	△6	12	4	16	4	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	△34	△72	218	145	9	1
合計	△11	△2,005	3,418	1,413	77	96

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

三 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	7,121	－	7,121	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,213	－	68,213	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	－	300	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	55,249	2,200	54,976	220	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	935	－	935	－	187	20
国際開発銀行向け	293	－	293	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	4,839	－	4,785	－	429	9
我が国の政府関係機関向け	19,986	－	19,779	－	1,590	8
地方三公社向け	6,987	－	6,511	－	401	6
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	219,845	300	219,842	30	49,145	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,757	300	28,754	30	8,432	29
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	189,995	17,466	182,967	1,841	114,896	62
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	52,151	22,352	47,527	2,349	33,098	66
トランザクター向け	－	14,125	－	1,412	552	39
不動産関連向け	128,814	－	127,529	－	72,419	57
自己居住用不動産等向け	111,750	－	110,833	－	56,433	51
賃貸用不動産向け	14,730	－	14,406	－	13,791	96
事業用不動産関連向け	1,765	－	1,737	－	1,864	107
その他不動産関連向け	568	－	551	－	330	60
A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	601	－	601	－	601	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6,039	233	5,914	61	7,748	130
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	2,204	－	2,197	－	1,767	80
取立未済手形	240	－	240	－	48	20
信用保証協会等による保証付	30,941	823	30,684	82	1,477	5
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	2,239	－	2,239	－	2,239	100
合計	797,000	43,376	782,661	4,585	286,051	36

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

ホ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	7,121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,213	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	55,196	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	935	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	293	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	493	4,292	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	3,872	15,906	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	4,504	-	-	2,006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	177,034	-	38,383	-	-	-	40	-	-	4,413	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	9,111	-	16,119	-	-	-	40	-	-	3,512	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	195	-	-	40,957	-	-	-	-	-	-	-	-	59,777	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	7,968	-	-	-	-	-	-	-	1,080	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	332	-	-	-	-	-	-	-	1,080	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	37,597	1,022	3,337	1	411	87	2,061	-	1,130	2,179	17	922	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	37,597	1,022	2,641	1	-	87	2,061	-	-	2,179	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	695	-	411	-	-	-	1,130	-	17	371	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	551	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	227	-	-	-	-	-	-	-	-	294	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	538	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	15,988	14,778	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	156,178	34,977	-	267,506	1,022	41,721	1	411	87	2,101	-	2,211	66,664	17	922	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,121
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68,213
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55,196
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	935
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,785
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,779
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,511
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	219,872
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,784
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	5,724	-	42,397	-	-	35,756	-	-	-	-	-	-	-	-	184,809
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	37,537	-	2,834	-	-	456	-	-	-	-	-	-	-	-	49,877
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,412
不動産関連向け	60,397	6,291	-	-	124	-	-	8,859	1,403	-	-	1,682	-	-	-	127,529
自己居住用不動産等向け	60,265	4,977	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110,833
賃貸用不動産向け	-	1,314	-	-	-	-	-	8,859	-	-	-	1,605	-	-	-	14,406
事業用不動産関連向け	132	-	-	-	124	-	-	-	1,403	-	-	77	-	-	-	1,737
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	551
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	601	-	-	-	601
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,257	-	-	-	-	4,196	-	-	-	5,976
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,659	-	-	-	-	-	-	-	-	2,197
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	240
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,767
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,239	-	-	2,239
合 計	60,397	49,553	-	45,232	124	-	39,130	8,859	1,403	-	-	6,481	2,239	-	-	787,247

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

ヘ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用あり	格付適用なし
0%	300	187,348
10%	—	29,201
20%	87,057	173,247
35%	—	16,676
50%	70,915	33
75%	—	100,552
100%	6,010	109,833
150%	—	414
250%	—	2,795
1,250%	—	—
その他	—	—
合 計	784,387	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	500,882	7,349	10.000	499,605
40%～70%	130,642	11,104	10.000	132,315
75%	54,106	7,202	12.089	49,553
80%	—	—	—	—
85%	49,269	6,478	11.179	45,232
90%～100%	42,750	11,060	10.266	41,557
105%～130%	10,453	—	—	10,263
150%	6,264	181	30.977	6,481
250%	2,476	—	—	2,239
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	796,846	43,376	10.679	787,247

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果
 果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減 手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,991	2,805	44,406	49,087	—	—

- (注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 「信用リスク削減手法」とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。但し、自己資本比率規制における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺があります。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
① 派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

- (注) 1. 「再構築コスト」とは、現在と同等の派生商品契約を再度構築するのに必要なコスト金額のことです。
 2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
 3. 「カレント・エクスポージャー」とは、派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式のことで、契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としています。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

イ オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) その他	—	—	—	—

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2023年度		2024年度		2023年度		2024年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
 2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別内訳です。

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトごとの区分の内訳

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,326	4,326	4,022	4,022
非上場株式等	3,558	—	4,622	—
合 計	7,884	4,326	8,645	4,022

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	111	—
売 却 損	—	—
償 却	—	20

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	2,062	1,556

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	51,744	49,557
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	19,346	22,086	0	172
2	下方パラレルシフト	0	0	2	1
3	スティープ化	17,071	19,305		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	3,230	3,812		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	19,346	22,086	2	172
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	51,177		49,798	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

1 連結の範囲に関する事項

- 1 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点**

連結財務諸表規則の第5条第2項において、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができることとなっています。

一方、自己資本比率告示第3条においては当該規定を適用せず、同告示で別途定めがあるもの以外は原則としてすべての子会社を連結することとなります。

したがって、連結財務諸表規則第5条第2項を適用して一部の子会社を除いた場合には、自己資本比率告示に基づく計算と相違することになりますが、当金庫の連結グループのなかでは連結対象となる子会社を除いていませんので、相違点はありません。

2 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

当金庫の連結グループのうち、連結子会社は「だいしんビジネスサービス株式会社」の1社で、現金の精査整理業務及び現金等の集配金業務、重要書類等の輸送管理業務、広告宣伝用雑貨・事務用機械器具の調達・管理業務、証券資料等の作成業務等、当金庫からの受託業務処理を主要な業務としています。

3 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

金融業務を営む関連法人等については自己資本比率の算出において特例が認められていますが、当金庫の連結グループにおいては、該当する会社はありません。

4 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

「信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの」は、だいしんビジネスサービス株式会社が該当しますが、同社は当金庫の連結グループに属しており、同様の業務を営む会社で当金庫の連結グループに属していない会社は該当ありません。

また、「同行第2号に掲げる会社」は、新たな事業分野を開拓する会社として法令により特定された会社ですが、これに該当する会社で当金庫の連結グループに属していない会社はありません。

5 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

2 自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

3 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫グループは、これまで、内部留保による資本の横上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えています。

4 信用リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額、非予想損失額を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

また、連結される子会社及び子法人等は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てています。

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。なお、エクスポーザーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

・株式会社格付投資情報センター(R&I) ・株式会社日本格付研究(JCR)
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポーザーの種類に偏ることなく分散されています。

なお、連結される子会社及び子法人等は、貸出業務を行っていませんので、信用リスク削減手法は適用していません。

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全率との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

なお、連結される子会社及び子法人等においては派生商品取引を行っていません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスポーザーに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは標準的手法を採用しています。

4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

5 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行いません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)

8 オペレーショナル・リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理について、当金庫グループでは規定等の整備を進め、その認識強化に努めています。特に、当金庫においては本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、当金庫において苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点等重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、連結グループ内での個人データの共同利用については規定等を整備し、厳正な取扱いを行っています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、標準的計測手法を採用し、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、当金庫ではオペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では標準的計測手法を採用しています。

9 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況につ

いては、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

連結される子法人等において、若干の有価証券を保有していますが、業務として有価証券運用は行っていません。このため、特に規定は設けていませんが、市場リスクに対し十分留意して適切な取扱いを行っています。

10 金利リスクに関する次に掲げる事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針

リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、毎期リスク管理委員会、経営会議において、業務計画及びリスクの状況に関する詳細な協議検討を行い、統合的リスク管理計画及び市場リスク管理計画を策定し、理事会で承認を得ています。期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、毎月リスク管理委員会、経営会議に報告し、業務運営の状況について詳細に議論のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(3) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法

資産や負債の残高や期間構成を変化させることを主なヘッジ手段としています。

2 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに追加して開示を行う金利リスクに関する事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③ 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクが正值の場合はゼロとして合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

⑥ スプレッドに関する前提

リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。

⑦ 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前事業年度末の開示からの変動はありません。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性に応じ保守的な方法、簡便的な方法により計測しています。

(2) その他の金利リスク計測について

① 金利ショック

当金庫では、主としてVaR (バリュー・アット・リスク) を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去3年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

② 金利リスク計測の前提及びその意味

銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を3年間、信頼区間を99%としています。

また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間は240日 (1年) 及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は120日 (6か月) としています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～自己資本の構成に関する開示事項～

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	49,731	51,182
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,052	3,015
うち、利益剰余金の額	46,740	48,257
うち、外部流出予定額(△)	60	90
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は、評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	377	427
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	377	427
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	50,108	51,609
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	149	184
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	149	184
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	12	95
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	162	280
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	49,946	51,329
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	328,398	338,851
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△780	△774
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,969	12,839
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	342,368	351,691
連 結 自 己 資 本 比 率		
連 結 自 己 資 本 比 率 ((ハ) / (二))	14.58%	14.59%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

2 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) その他金融機関等とは、自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	328,398	13,135	338,851	13,554
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	298,813	11,952	308,132	12,325
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	185	7	187	7
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	290	11	429	17
我が国の政府関係機関向け	1,334	53	1,590	63
地方三公社向け	410	16	401	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,178	1,527	49,145	1,965
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			8,432	337
カード・ボンド向け			—	—
法人等向け	121,909	4,876	114,896	4,595
特定貸付債権向け			—	—
中小企業等向け及び個人向け	81,828	3,273		
中堅中小企業等向け及び個人向け			33,240	1,329
トラントクター向け			552	22
抵当権付住宅ローン	6,979	279		
不動産取得等事業向け	17,979	719		
不動産関連向け			72,419	2,896
自己居住用不動産等向け			56,433	2,257
賃貸用不動産向け			13,791	551
事業用不動産関連向け			1,864	74
その他不動産関連向け			330	13
A D C 向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			601	24
三月以上延滞等	967	38		
延滞等向け			7,748	309
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,767	70
取立未済手形	62	2	48	1
信用保証協会等による保証付	1,293	51	1,477	59
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,979	79		
出資等のエクスポージャー	1,979	79		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			2,195	87
上記以外	25,414	1,016	21,983	879
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,066	282	6,303	252
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,849	193	4,849	193
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,229	49	2,614	104
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			753	30
上記以外のエクスポージャー	12,268	490	7,455	298

次ページに続く

2 定量的な開示事項

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

			2023年度		2024年度	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー			—	—	—	—
証券化	STC要件適用分		—	—	—	—
	非STC要件適用分		—	—		
	短期STC要件適用分				—	—
	不良債権証券化適用分				—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分				—	—
再証券化			—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			30,366	1,214	31,492	1,259
リスク・ウェイト方式			30,366	1,214	31,492	1,259
マルンデールト方式			—	—	—	—
蓋然性方式 (2 5 0 %)			—	—	—	—
蓋然性方式 (4 0 0 %)			—	—	—	—
フォーラムバック方式 (1 2 5 0 %)			—	—	—	—
④未決済取引					—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 780	△ 31	△ 774	△ 30
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)			—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			13,969	558	12,839	513
B I					8,559	
B I C					1,027	
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額 (イ+ロ)			342,368	13,694	351,691	14,067

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(2023年度計数)。

6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー					
					貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引								
			2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度			2023年度	2024年度			
国	内	759,777	799,482	361,263	371,589	208,704	209,284	－	－	1,061	9,713						
国	外	26,798	23,901	－	－	26,798	23,901	－	－	－	－						
そ	の	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－						
地	域	別	合	計	786,576	823,384	361,263	371,589	235,503	233,186	－	－					
製	造	業	88,846	90,924	50,339	49,534	38,507	41,390	－	－	63	2,055					
農	業	、	林	業	417	567	417	567	－	－	－	41					
漁	業	6	21	6	21	－	－	－	－	－	18						
鉱業、採石業、砂利採取業		1,386	1,241	1,216	1,070	170	170	－	－	37	1						
建	設	業	30,735	43,262	25,181	37,772	5,553	5,489	－	－	65	1,136					
電気・ガス・熱供給・水道業		12,631	12,695	509	875	12,121	11,820	－	－	－	117						
情	報	通	信	業	4,972	6,604	674	2,026	4,118	4,122	－	15					
運	輸	業	、	郵	便	業	32,608	30,628	7,497	7,675	25,111	22,952	－	－	－	252	
卸	売	業	、	小	売	業	32,938	36,965	24,629	28,623	8,308	8,342	－	－	0	590	
金	融	業	、	保	険	業	257,133	280,440	36,533	37,883	47,900	45,850	－	－	－	3	
不	動	産	業	40,841	39,943	31,690	31,238	9,150	8,705	－	－	166	1,871				
物	品	賃	貸	業	13,073	14,868	3,070	3,065	9,802	9,902	－	－	－	－			
学術研究、専門・技術サービス業		4,789	6,797	4,087	5,594	701	1,202	－	－	12	44						
宿	泊	業	76	84	76	84	－	－	－	－	－	1					
飲	食	業	3,303	4,400	3,303	4,400	－	－	－	－	－	258					
生活関連サービス業、娯楽業		2,713	4,392	2,513	4,192	200	200	－	－	122	242						
教	育	、	学	習	支	援	業	1,182	1,705	1,082	1,605	100	100	－	－	86	140
医	療	、	福	祉	9,638	12,186	9,638	12,186	－	－	－	170	181				
そ	の	他	の	サ	ー	ビ	ス	9,815	9,415	8,222	8,617	1,592	798	－	－	5	125
国・地方公共団体等		95,997	93,622	23,833	21,484	72,164	72,138	－	－	－	－						
個	人	126,580	112,865	126,580	112,865	－	－	－	－	322	2,614						
そ	の	他	16,887	19,749	158	202	－	－	－	－	－	－					
業	種	別	合	計	786,576	823,384	361,263	371,589	235,503	233,186	－	－	1,061	9,713			
1	年	以	下	161,425	198,867	33,341	60,213	19,545	19,195	－	－						
1	年	超	3	年	以	下	76,883	78,860	21,258	26,039	29,991	28,807	－	－			
3	年	超	5	年	以	下	76,487	81,198	36,049	34,212	39,726	44,761	－	－			
5	年	超	7	年	以	下	70,438	86,039	31,305	34,886	28,625	37,095	－	－			
7	年	超	10	年	以	下	118,678	127,381	42,285	48,508	52,837	43,761	－	－			
10	年	超	229,052	223,547	166,627	166,551	62,425	56,995	－	－							
期間の定めのないもの		37,070	8,037	30,237	987	2,352	2,568	－	－								
そ	の	他	16,539	19,451	158	189	－	－	－	－							
残	存	期	間	別	合	計	786,576	823,384	361,263	371,589	235,503	233,186	－	－			

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

□ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△28	377	50	427
個別貸倒引当金	△8	3,423	△ 2,007	1,416
合 計	△36	3,801	△ 1,957	1,843

△ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高		2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製造業	104	△1,864	2,187	323	－	50
農業、林業	3	△1	11	10	－	－
漁業	1	△1	1	0	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	△8	△22	22	0	－	3
建設業	11	△12	59	47	15	9
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	0
情報通信業	－	－	－	－	－	3
運輸業、郵便業	3	0	45	45	－	－
卸売業、小売業	△16	5	68	74	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－
不動産業	△104	△13	586	572	－	0
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	0	△0	3	2	－	－
宿泊業	－	－	0	－	－	－
飲食業	△2	11	30	42	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	0	△1	50	49	－	－
教育、学習支援業	28	4	39	43	－	－
医療、福祉	10	△51	91	40	48	26
その他のサービス	△6	12	4	16	4	－
国・地方公共団体等	－	－	0	－	－	－
個人	△33	△72	218	145	9	1
合 計	△8	△2,007	3,423	1,416	77	96

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

三 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	7,121	－	7,121	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,368	－	68,368	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	－	300	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	55,249	2,200	54,976	220	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	935	－	935	－	187	20
国際開発銀行向け	293	－	293	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	4,839	－	4,785	－	429	9
我が国の政府関係機関向け	19,986	－	19,779	－	1,590	8
地方三公社向け	6,987	－	6,511	－	401	6
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	219,845	300	219,842	30	49,145	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,757	300	28,754	30	8,432	29
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	189,995	17,466	182,967	1,841	114,896	62
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	52,151	22,542	47,527	2,539	33,240	66
トランザクター向け	－	14,125	－	1,412	552	39
不動産関連向け	128,814	－	127,529	－	72,419	57
自己居住用不動産等向け	111,750	－	110,833	－	56,433	51
賃貸用不動産向け	14,730	－	14,406	－	13,791	96
事業用不動産関連向け	1,765	－	1,737	－	1,864	107
その他不動産関連向け	568	－	551	－	330	60
A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	601	－	601	－	601	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6,039	233	5,914	61	7,748	130
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	2,204	－	2,197	－	1,767	80
取立未済手形	240	－	240	－	48	20
信用保証協会等による保証付	30,941	823	30,684	82	1,477	5
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	2,195	－	2,195	－	2,195	100
合計	797,111	43,566	782,773	4,775	286,149	36

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

ホ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	7,121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	55,196	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	935	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	293	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	493	4,292	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	3,872	15,906	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	4,504	-	-	2,006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	177,034	-	38,383	-	-	-	40	-	-	4,413	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	9,111	-	16,119	-	-	-	40	-	-	3,512	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	195	-	-	40,957	-	-	-	-	-	-	-	-	59,777	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	7,968	-	-	-	-	-	-	-	1,080	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	332	-	-	-	-	-	-	-	1,080	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	37,597	1,022	3,337	1	411	87	2,061	-	1,130	2,179	17	922	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	37,597	1,022	2,641	1	-	87	2,061	-	-	2,179	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	695	-	411	-	-	-	1,130	-	17	371	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	551	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	227	-	-	-	-	-	-	-	-	294	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	538	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	15,988	14,778	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	156,333	34,977	-	267,506	1,022	41,721	1	411	87	2,101	-	2,211	66,664	17	922	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,121
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68,368
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55,196
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	935
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,785
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,779
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,511
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	219,872
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,784
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	5,724	-	42,397	-	-	35,756	-	-	-	-	-	-	-	-	184,809
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	37,727	-	2,834	-	-	456	-	-	-	-	-	-	-	-	50,066
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,412
不動産関連向け	60,397	6,291	-	-	124	-	-	8,859	1,403	-	-	1,682	-	-	-	127,529
自己居住用不動産等向け	60,265	4,977	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110,833
賃貸用不動産向け	-	1,314	-	-	-	-	-	8,859	-	-	-	1,605	-	-	-	14,406
事業用不動産関連向け	132	-	-	-	124	-	-	-	1,403	-	-	77	-	-	-	1,737
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	551
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	601	-	-	-	601
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,257	-	-	-	-	4,196	-	-	-	5,976
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,659	-	-	-	-	-	-	-	-	2,197
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	240
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,767
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,195	-	-	2,195
合 計	60,397	49,742	-	45,232	124	-	39,130	8,859	1,403	-	-	6,481	2,195	-	-	787,548

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

ヘ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用あり	格付適用なし
0%	300	187,505
10%	—	29,201
20%	87,057	173,247
35%	—	16,676
50%	70,915	33
75%	—	100,710
100%	6,010	111,705
150%	—	414
250%	—	2,797
1,250%	—	—
その他	—	—
合 計	786,576	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	501,038	7,349	10.000	499,760
40%～70%	130,642	11,104	10.000	132,315
75%	54,106	7,392	14.346	49,742
80%	—	—	—	—
85%	49,269	6,478	11.179	45,232
90%～100%	42,750	11,060	10.266	41,557
105%～130%	10,453	—	—	10,263
150%	6,264	181	30.977	6,481
250%	2,432	—	—	2,195
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	796,958	43,566	11.068	787,548

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果
 果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減 手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,991	2,805	44,406	49,087	—	—

- (注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 連結される子会社及び子会社等においては、リスク削減手法を適用していませんので、開示額は単体と同様です。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
① 派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 連結グループがオリジネーターの場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ 連結グループが投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) その他	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2023年度 オンバランス 取引	2023年度 オフバランス 取引	2024年度 オンバランス 取引	2024年度 オフバランス 取引	2023年度 オンバランス 取引	2023年度 オフバランス 取引	2024年度 オンバランス 取引	2024年度 オフバランス 取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトごとの区分の内訳

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,327	4,327	4,023	4,023
非上場株式等	3,514	—	4,578	—
合 計	7,841	4,327	8,602	4,023

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	111	—
売 却 損	—	—
償 却	—	20

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	2,063	1,557

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	51,744	49,557
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	19,229	22,099	1	170
2	下方パラレルシフト	0	0	2	1
3	スティープ化	17,027	19,309		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	3,219	3,817		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	19,229	22,099	2	170
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	51,329		49,946	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

開示項目一覧

【信用金庫法施行規則に基づく開示項目】

■単体ベースの項目

●132条第1項第1号に関する事項		
金庫の概況及び組織に関する事項		
イ 事業の組織	24	
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	24	
ハ 会計監査人の氏名又は名称	24	
ニ 事務所の名称及び所在地	38	
●132条第1項第2号に関する事項		
金庫の主要な事業の内容	34	
●132条第1項第3号に関する事項		
金庫の主要な事業に関する事項		
イ 直近の事業年度における事業の概況	4～6	
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		
(1)経常収益	6	
(2)経常利益	6	
(3)当期純利益	6	
(4)出資総額及び出資総口数	6	
(5)純資産額	6	
(6)総資産額	6	
(7)預金積金残高	6	
(8)貸出金残高	6	
(9)有価証券残高	6	
(10)単体自己資本比率	6	
(11)出資に対する配当金	6	
(12)職員数	6	
ハ 直近の2事業年度における事業の状況		
●主要な業務の状況を示す指標		
(1)業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	6	
(2)国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	6	
(3)国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	6	
(4)国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	7	
(5)総資産経常利益率	6	
(6)総資産当期純利益率	6	
●預金に関する指標		
(1)国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	7	
(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	7	
●貸出金等に関する指標		
(1)国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	8	
(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	8	
(3)担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	9	
(4)使途別の貸出金残高	8	
(5)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	8	
(6)国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	9	
●有価証券に関する指標		
(1)商品有価証券の種類別の平均残高	9	
(2)有価証券の種類別の残存期間別の残高	10	
(3)有価証券の種類別の平均残高	9	
(4)国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	9	
●132条第1項第4号		
金庫の事業の運営に関する事項		
イ リスク管理の体制	28	
ロ 法令遵守の体制	29	
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況	13～17	
ニ 金融ADR制度への対応	30	

●第132条第1項第5号に関する事項		
金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	1～5	
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額		
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12	
(2)危険債権	12	
(3)三月以上延滞債権(貸出金のみ)	12	
(4)貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	12	
(5)正常債権	12	
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	19～30	
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
(1)有価証券	9～10	
(2)金銭の信託	10	
(3)規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ等取引)	11	
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	7	
ヘ 貸出金償却の額	7	
ト 会計監査人の監査を受けている旨	5	
●第132条第1項第6号		
報酬等に関する事項		
金庫の業務運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	13	
■連結ベースの項目		
●第133条第1号		
金庫及びその子会社等の概況に関する事項		
イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	3	
ロ 金庫の子会社等に関する事項		
(1)名称	3	
(2)主たる営業所又は事業所の所在地	3	
(3)資本金又は出資金	3	
(4)事業の内容	3	
(5)設立年月日	3	
(6)金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	3	
(7)金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	3	
●第133条第2号		
金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項		
イ 直近の事業年度における事業の概況	14	
ロ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況		
(1)経常収益	14	
(2)経常利益	14	
(3)親会社株主に帰属する当期純利益	14	
(4)純資産額	14	
(5)総資産額	14	
(6)連結自己資本比率	14	
●第133条第3号		
金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項		
イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	14～18	
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額		
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	18	
(2)危険債権	18	
(3)三月以上延滞債権(貸出金のみ)	18	
(4)貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	18	
(5)正常債権	18	
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	31～42	
ニ 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	18	
【金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示事項】		
●第7条		
資産の査定の公表	12	



たのし ホームページ <https://www.ogakiseino-shinkin.co.jp/>